

番号	質問事項	回答												
1	参加表明時、別記様式第3「共同事業体結成届」の提出は、結成届及び共同事業体協定書の2点のみで、共同事業体協定書第8条に基づく協定書については参加表明後の提出で宜しいでしょうか(参加表明時点では分担業務額が確定していないため。)	共同事業体協定書第8条に基づく協定書についても参加表明時にご提出ください。 分担業務額が確定していない場合は、予定額をご記入のうえ末尾に「(予定)」とご記入ください。												
2	企画提案書の枚数制限はありますか。	枚数制限はありません。 ただし、2次審査のうちプレゼンテーションについては、企画提案書を基に60分以内で実施していただくこととなりますので、説明時間を考慮して企画提案書を作成していただきますようお願いいたします。												
3	2次審査において「説明者3人以内」のほかに参加することは可能でしょうか(質疑その他の議事録作成等を想定。)	説明者3人のほかは参加できません。												
4	1次審査の見積評価(構築経費、運用経費、データ移行経費等)における評価計算式の開示を戴くことは可能でしょうか。	以下のとおり開示します。 <table border="1" data-bbox="1032 571 1899 1002"> <thead> <tr> <th>審査項目</th> <th>判断基準</th> <th>倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構築経費 (文書分類基準の見直しを含む。)</td> <td>業務委託料からデータ移行経費を除いた額の参加者平均額に対する増減割合により判断する。 A…20%以上の減額 B…20%未満～10%の減額 C…10%未満0%の減額 D…0%を超え15%未満の増額 E…15%以上の増額 ※データ移行経費を含めた額が上限額を超えている場合は失格とする。</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>運用経費</td> <td>システム利用料上限額に対する減額割合により判断する。 A…30%以上の減額 B…30%未満～20%以上の減額 C…20%未満～10%の減額 D…10%未満の減額 E…上限額と同額 ※上限額を超えている場合は失格とする。</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>データ移行経費等</td> <td>データ移行経費見積額と参考見積額の合計の参加者平均額に対する増減割合により判断する。 A…20%以上の減額 B…20%未満～10%以上の減額 C…10%未満～0%の減額 D…0%を超え15%未満の増額 E…15%以上の増額</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表中A～EはそれぞれA:5点、B:4点、C:3点、D:1点、E:0点を表し、審査項目毎に定めた倍率をかけて評価点数を算出する。</p>	審査項目	判断基準	倍率	構築経費 (文書分類基準の見直しを含む。)	業務委託料からデータ移行経費を除いた額の参加者平均額に対する増減割合により判断する。 A…20%以上の減額 B…20%未満～10%の減額 C…10%未満0%の減額 D…0%を超え15%未満の増額 E…15%以上の増額 ※データ移行経費を含めた額が上限額を超えている場合は失格とする。	2	運用経費	システム利用料上限額に対する減額割合により判断する。 A…30%以上の減額 B…30%未満～20%以上の減額 C…20%未満～10%の減額 D…10%未満の減額 E…上限額と同額 ※上限額を超えている場合は失格とする。	3	データ移行経費等	データ移行経費見積額と参考見積額の合計の参加者平均額に対する増減割合により判断する。 A…20%以上の減額 B…20%未満～10%以上の減額 C…10%未満～0%の減額 D…0%を超え15%未満の増額 E…15%以上の増額	1
審査項目	判断基準	倍率												
構築経費 (文書分類基準の見直しを含む。)	業務委託料からデータ移行経費を除いた額の参加者平均額に対する増減割合により判断する。 A…20%以上の減額 B…20%未満～10%の減額 C…10%未満0%の減額 D…0%を超え15%未満の増額 E…15%以上の増額 ※データ移行経費を含めた額が上限額を超えている場合は失格とする。	2												
運用経費	システム利用料上限額に対する減額割合により判断する。 A…30%以上の減額 B…30%未満～20%以上の減額 C…20%未満～10%の減額 D…10%未満の減額 E…上限額と同額 ※上限額を超えている場合は失格とする。	3												
データ移行経費等	データ移行経費見積額と参考見積額の合計の参加者平均額に対する増減割合により判断する。 A…20%以上の減額 B…20%未満～10%以上の減額 C…10%未満～0%の減額 D…0%を超え15%未満の増額 E…15%以上の増額	1												
5	仕様書第19条「文書分類基準の見直し」について、現状の課題とその規模感(大規模な見直しなのか、追加、修正、削除程度なのか)の想定を教えて戴くことは可能でしょうか?	【現状の課題】現行の文書分類基準は、電子決裁運用前のものなので、現在の実務との間に齟齬が生じています。 【見直しの規模感】文書分類基準の全面的な改定を想定しています。改定に当たっては、現行の形式に囚われずに、事業者様の提案を柔軟に取り入れていく予定です。												
6	別記様式第3「共同事業体結成届」について、協定締結は代表者の委任を受けた者(支社長)で宜しいでしょうか?	お見込みのとおりです。												

番号	質 問 事 項	回 答
7	別記様式第3「共同事業体結成届」に添付する「共同事業体協定書」について、第11条(取引金融機関)において「当事業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。」と記載がありますが、今回結成する共同事業体名及び代表者名で新たに口座を開設する必要があるとの認識で宜しいでしょうか。	必ずしも新規の口座開設は必要ありませんので、「当事業体の取引金融機関は、代表者の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。」という記載に修正いたします。したがって、代表事業者様名義の既存の口座を利用していただく運用でかまいません。 なお、今回の修正に加えて、「共同事業体協定書」第1条第2号を「(2) 前号に附帯する業務(文書管理システムの利用及び運用保守業務を含む。)」と修正いたします。
8	(番号7との関連質問) 共同事業体名及び代表者名で新たに口座を開設する必要がない場合、代表事業者が御殿場市に登録している口座の利用を想定しています。この場合、共同事業体代表者名(御殿場市の入札参加資格登録で、代表取締役から委任を受けている営業部長を想定。)と御殿場市に登録している口座の名義(代表企業の代表取締役名)が異なりますが、取引に問題は生じますか。	共同事業体かどうかにかかわらず、代表取締役から委任を受けている方と契約を締結させていただいた場合、取引口座は代表取締役の名義で問題ございません。
9	別記様式第8「機能要件一覧表」1システム共通機能_2操作性_4 「スキャンした紙文書をシステムで管理し、電子ファイルとして添付できること。」 →どのような文書をスキャンし文書管理システムに格納するか教えて下さい(高解像度だとサイズが大きくなるため)。	紙媒体の申請書、議決書等を想定しています。 サイズとしては1添付当たり最大でも1,000KB程度のファイルを格納したいと考えています。
10	別記様式第8「機能要件一覧表」12動作環境_1環境_1 「LGWANのネットワークを活用した回線又は専用回線を利用した環境が整備されていること。」 →市内ネットワークにVPN機器を配置し、クラウド環境との接続を実施する予定です。市内の既存ネットワークに接続することは問題ないでしょうか。	市内ネットワークに接続することは問題ありませんが、LGWAN-ASP、専用回線等セキュリティが担保された方法で接続してください。 一概にVPNを不可とはしませんが、インターネットVPNはセキュリティの観点から不可とします。
11	別記様式第8「機能要件一覧表」12動作環境_2データセンター_1 「データセンター経由で運用が可能であること。」 →クラウド環境に運用保守会社から直接接続し運用保守作業をするという理解で問題ないでしょうか。	問題ありません。 ただし、運用保守会社からの接続についても専用回線等によりセキュリティを担保してください。
12	既存で利用されているWindows Server OSのバージョンを教えてください(CALの必要性判断のため)。	Windows Server 2022 です。
13	別記様式第8「機能要件一覧表」5起案・決裁_1起案_8 「複数の收受文書を1件の起案文書にまとめて起案処理ができること。」 →提案システムでは1度の処理で複数の收受文書の関連付け登録ができ、その起案が可能ですが、対応状況についてはアに○としてよろしいでしょうか。	問題ありません。

番号	質 問 事 項	回 答
14	別記様式第3「共同事業体結成届」、共同事業体協定書及び共同事業体協定書第8条に基づく協定書について、提案者のほかに提案に参加する企業向けの参加届という認識で間違いないでしょうか。	共同事業体とは「提案者のほかに」ではなく、複数事業者がひとつの事業体となって提案者となる仕組みです。 ご質問の「提案」が主に2次審査のプレゼンテーションを想定されているのであれば概ねご認識のとおりです。2次審査には提案者のみが参加可能ですので、複数の事業者の方が2次審査に参加したいということであれば共同事業体を結成していただく必要があります。
15	共同事業体結成届に他企業の記載をしたとしても、直接契約に係るものは提案者のみという認識で間違いないでしょうか。	共同事業体を結成している場合の「提案者」は、個別の事業者ではなく「共同事業体」という扱いとなります。ただし、契約は共同事業体の代表者との間で締結させていただきます。
16	契約後、共同事業体の名称は具体的にどのような場面で使われるのでしょうか。	共同事業体の名称で契約の取り交わしをさせていただいたり、請求をさせていただいたりすることになります。
17	契約に際し、契約主は共同事業体の代表者で問題ないとのことですが、代表者以外の押印は必要になるのでしょうか。	不要です。